

事業承継対策資金

(ア) 融資条件等

令和7年4月1日現在

融 資 対 象 者	県内に事業所を有する中小企業者又は組合で、現に営む事業を1年以上継続して営んでいるものの事業を承継しようとする者であって次の要件のいずれかに該当するもの。 (1) 現経営者から事業を承継するもの（事業承継後5年以内の者を含む。） (2) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定を受けて事業承継を行おうとするもの (3) 鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとするもの									
使 途	運転資金・設備資金									
融 資 限 度 額	3,000 万円									
利 率	1 年以内：年 1.85%，1 年超 3 年以内：年 2.05%，3 年超 5 年以内：年 2.15% 5 年超 7 年以内：年 2.35%，7 年超 10 年以内：年 2.45%									
保 証 料 率	保証機関が、財務その他経営に関する情報をもとにリスク計測モデルにより評点を算出することができる者は、下記に定める保証料率となります。(単位：%)									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率	1.26	1.11	0.91	0.71	0.51	0.36	0.16	0.00	0.00
	※ 上記評点を算出できない者の保証料率については、一定料率（年 0.51%）となります。									
	※ 担保の提供がある場合は、0.1%引き下げます。 ※ 鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者、パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又はかごしま「働き方改革」推進企業は0.1%引き下げます。適用を受けるには、登録証の写し、宣言の写し又は認定証の写しが必要です。									
融 資 期 間	運転資金 7 年以内（うち据置 24 月以内） 設備資金 10 年以内（うち据置 36 月以内）									
償 還 方 法	毎月均等分割									
申 込 先	各商工会議所、各商工会（組合は、鹿児島県中小企業団体中央会）又は金融機関									
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫 （県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）									
融 資 申 込 に 必 要 な 書 類	◇中小企業制度資金融資申込書（県要綱第1号様式） ◇信用保証委託申込書 ◇県民税及び市町村民税の納税証明書 ◇事業承継対策資金融資対象要件該当届出書（県要領第3号様式） ◇事業承継支援証明書（県要領第4号様式。融資対象者(3)の場合） ◇鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し ◇パートナーシップ構築宣言の宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し ◇かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し ◇その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類									

- 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。
- 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

(イ) 融資の流れ

